

Title	書簡にみる福沢諭吉の男女論と男女観
Sub Title	
Author	西澤, 直子(Nishizawa, Naoko)
Publisher	慶應義塾福澤研究センター
Publication year	2003
Jtitle	近代日本研究 No.20 (2003.) ,p.149- 174
JaLC DOI	
Abstract	評価は分かれるにせよ、日本の近代化に福沢諭吉がひとつの役割を果たしたことは確かである。ゆえに福沢は現在まで、国内外を問わず数多くの研究者によって論じられてきた。しかし近年、福沢研究が抱える史料的な問題点が明らかになった。本稿では現在の福沢研究が抱える史料的課題と、解決するための一策として書簡史料の利用について論じ、一例として福沢の女性論に対し、書簡史料を利用することによって新たにどのような議論が展開できるのかを報告する。
Notes	
Genre	Departmental Bulletin Paper
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN10005325-20030000-0149

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the Keio Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

書簡にみる福沢諭吉の男女論と男女観

西澤直子

I はじめに

評価は分かれるにせよ、日本の近代化に福沢諭吉がひとつの役割を果たしたことは確かである。ゆえに福沢は現在まで、国内外を問わず数多くの研究者によって論じられてきた。しかし近年、福沢研究が抱える史料的な問題点が明らかになった。本稿では現在の福沢研究が抱える史料的問題と、解決するための一策として書簡史料の利用について論じ、一例として福沢の女性論に対し、書簡史料を利用することによって新たにどのような議論が展開できるのかを報告する。

II 福沢研究の史料の課題

1 『時事新報』掲載論説の認定について

史料の課題の第一点は、『福澤諭吉全集』（岩波書店、昭和四十四年から四十六年再版。以下『全集』と略す）第八巻から十六巻に収録された、原則として記名のない『時事新報』掲載論説の扱いである。ほぼ連日掲載された論説の中から、何を基準に福沢によるものが選別され収録されたのかという極めて根本的な問題が明らかになつた契機のひとつは、時事新報社員であつた中村梅治が旧蔵していた、他者が起草し福沢諭吉が加筆した社説原稿の出現であつた。^[1]『福翁自伝』の記述や石河幹明の回想から、明治二十年代後半以降、福沢以外が起草し福沢が加筆訂正することによつて成稿された社説が相当数あることはわかつていた。しかし、それらが福沢の論説として扱われているのか否かは、福沢加筆原稿の調査が進んでおらず、不明のままであつた。

中村が所蔵していた加筆原稿は十五点で、うち五点は同人の覚書によれば人から乞われて贈与しており、原史料は未確認である。確認できる十点の原稿に見られる福沢の添削は、助詞の使用法にまで及ぶ詳細なもので、最も加筆の多い「内助の功を没す可らず」（明治三十一年七月八日掲載）は、『時事新報』掲載時に全文一八九七字のうち一七一一字分が福沢によるもので、ほとんど書き直しと言つてよい。しかし、他は一割から二割程度の変更で、九点の原稿間に特に目立った差異はなかつた。ところが、この十五点のうち『全集』に収録されていたのは六点にすぎず、収録論説の起草者には極端な偏りがあつた。『全集』は当該巻の後記によれば、

いずれの論説を福沢が執筆したかという判断を、長年福沢のもとで社説の執筆に従事し、のちに明治三十二年（二八九九）年から大正十二（一九二三）年まで『時事新報』の主幹を務めた石河幹明に拠っていた。福沢加筆原稿の採用に偏りがあることが判明した以上、『全集』に掲載されていることを理由に福沢の論説とし、『時事新報』掲載論説のうちのそれらのみをもって論ずることは、意味をもたなくなつた。加筆原稿も福沢の意を汲んで書かれたものであるから、口述筆記原稿と同様に扱うべきとする意見にも一理あるうが、『全集』掲載不掲載を選び分け基準にすることが意味を持たないことに変わりはない。

この史料の課題が明らかになつた他方の契機は、井田信也氏による認定基準の作成である。井田氏は、『時事新報』に前後して掲載された「教科書審査会を廃す可し」（明治三十年三月二十七日付）と「教科書の編纂検定」（同四月二日付）という二つの論説が、明らかに後者は前者の続編と位置づけられているにもかかわらず、後者の「教科書の編纂検定」のみが『全集』に掲載されていることに疑問を感じ、『中江兆民全集』（全十七巻および別巻、岩波書店、昭和五十八から六十一年）の編纂過程で、主に新聞社説の中から中江執筆分を選別するために考案された「テキスト認定法」を、福沢に応用することを試みられた。文章を作成する際に意識下で起る癖に着目した「特定の漢字の有無と送り仮名を軸とした無署名論説認定基準」である。井田氏はいくつかの論説や漫言、記事などに、福沢の関与度が高い順からABCDEの五段階評価を付している。

『時事新報』掲載論説の中で、現時点で確実に福沢の言説として論ずることができるのは、福沢自筆原稿が残っているもので百点程度にすぎない。そこに井田氏の認定基準の一定ランク以上を加えることは可能である。しかし北川礼弼に宛てた「行文平易にして意を達す。一字を替へず、其ま、御返し申候。明日之紙上二妙なり」（明治三十年頃十一月五日付）という書簡の存在を考えると、論旨だけを問題にするならば、福沢の筆の

関与度は基準とならない。^{1,3)}

現在において重要であるのは、『時事新報』の論説を福沢の言説として引用する際には、各自がその判断基準を明確にすることでであろう。しかし、この問題は未だ等閑視されているのが現状である。

2 著作偏重の傾向について

史料的課題の第二点は、福沢が多くの著書を残しているために、著作偏重主義に陥りがちな点である。たとえば福沢の女性論は、近代女性史・家族史を論ずる上で避けて通ることのできない位置にあり、この分野の著作で福沢にふれていないものはまずない。しかしそれらは史料的に、ほとんど福沢の著作を題材に論じている。福沢自身の著作から、あるいは著作を当時の欧米の女性論や他の日本人啓蒙家の女性論と比較することによって、福沢の所論を明らかにすることは重要である。しかし、ひとつには著作は読者があってこそ意味をなすものであり、読者との関係においても論じられるべきである。また他方、同時代の女子教育論者である三輪田元道が福沢を「實際家」と評したように、福沢を単なる理論的指導者として捉えるのではなく、その実践的な活動も考察すべきである。⁴⁾ 著作と実践活動とを総合的に捉えて、はじめて福沢の意図は明確になるのである。そのためには著作に留まらず、広範な周辺史料を活用することが望ましい。

III 書簡史料の可能性について

1 福沢研究における書簡史料の有効性

前述の課題を克服する方法のひとつに、書簡史料の利用が考えられる。平成十五年『福澤諭吉書簡集』全九卷（以下『書簡集』と略す）が完結した。『全集』に比べて、収録書簡数は四三四通増している（但し採用基準が異なるため、新たに収録された書簡は四八〇通になる）。福沢研究において書簡史料は、『全集』に収録済みのものですら積極的に利用されてきたとは言いがたい。更にその後二割程度の新史料が発見されていることを考えれば、今後書簡史料を有効に活用することで、新たな議論が展開できる可能性は高いといえる。

2 書簡史料の定義

書簡史料には特有の史料的性格がある。形式上で考えれば書簡とは、差出人があり発信日があり名宛人のある文書である。破損や作爲的な切断によって後世においてそれらが残存していなかったとしても、差出人や発信日、名宛人の記述が存在したと容易に想像されるのであれば、書簡としての形式は整っていると思われる。また一方差出人、発信日、名宛人のある文書であっても、請状や訴状は一般的には書簡とは認識されないであろう。書簡を定義づける重要な要件は、形式ではなくむしろ、内容の公開性ではないかと思う。書簡は原則として差出人と名宛人のみが知り得るべき文書であり、第三者への公開を目的として書かれたものは、書簡ではなく書簡体の文章にすぎない。

宮村治雄氏は「『書』と『書簡』の間」（『書簡集』第7巻月報）の中で、『福澤文集』に「中村栗園先生に答」として収録された明治十一（一八七八）年一月二十一日付中村栗園宛書簡を題材に、多くは問答の形式をとる

「書」と「書簡」の間の連続性を論じられている。⁵⁾宮村氏は「中村栗園先生に答」が『書簡集』には収録されなかったことから、この問題を提起された。筆者は公開を目的としている限り、それはあくまでも書簡体の文章であって、史料としては書簡と分けて扱うべきと考える。その意味では、『書簡集』第七巻に収録されている明治二十七年七月三十日付華族・富豪家・有力家宛書簡は、同日付『時事新報』に掲載され日清戦争への軍資金醸集相談会への出席を呼びかけたもので、私見で言えば書簡体の文章に分類されることになる。⁶⁾

公開を目的とした書簡体の文章については、不特定多数が読者になることを想定し公開された時点で、史料としての扱いは新聞雑誌などに発表された論説や著作と同様でよいと考える。しかし公開を目的としていない書簡を史料として利用する場合には、いくつかの留意すべき点が存在する。

3 書簡史料の問題点と有効性

留意すべき点の第一は、史料の信憑性判断の難しさである。明らかに差出人自筆の原文が存在する場合はよいが、他筆のものが残されていた場合、代筆であるか写本であるか、あるいは偽物であるかの判断は非常に難しい。たとえば福沢の場合、代筆書簡の主たるものは忘年会など集会への招待状である。福沢が原案を作成し、手分けして代筆し発信している。これらの書簡は福沢の書簡として扱うことができよう。但し代筆の中には、本人の名で発信しているものと、本人の意を受けたと記して代筆者名で発信しているものがある。内容的に大差がないとしても、明記されている差出人が異なる以上、二者は区別されなければならない。後者は本人の書簡として扱うことはできない。しかし大隈重信のように自ら書簡を書くことがない者にとって、その区別がどの程度重要であるかは疑問でもあり、代筆書簡の認定にはなお議論を要する。

また他筆の場合、代筆か写本か判断できないことも多く、写本であれば転記ミスや意図的な削除加筆も考えられる。偽物の可能性もある。たとえば福沢の場合、原本を模写し軸装した書簡も複数点発見されている。

第二点は公開を目的としていないため、原則として文字面でも内容的にも正確な読みが確定される機会が存在しないことがあげられる。書簡は差出人と名宛人間の共通認識に基づいて成立しており、書簡自体の文脈からだけでは特定することができない指示語、隠語も多く、誤読の危険性は大きい。

第三には、発信年月日確定の難しさがあげられる。第二点とも関連して多くの場合、内容からの推定作業は難しく、福沢の場合も『全集』と『書簡集』で発信年代の推定が異なるものは、一八〇通ある。明治以降郵送された書簡の場合、封筒の消印により推定されることもあるが、封筒は保存の過程で他の書簡の封筒と入れ違えになることがしばしば起こり、必ずしも信用できる根拠にはならない。

第四には内容を解釈する上で、発信当時の差出人・名宛人双方の状況および両者の関係を十分に考慮しなければならぬことが挙げられる。

しかし、以上のような留意すべき点が存在してもなお、その一方で書簡史料を活用することは有効である。なぜならば第一に、書簡史料は非公開の文書であるがゆえに、他史料では知り得ない事実を知ることができ。特に親しい知人に宛てた書簡には、水面下での交渉事など表に出ることが稀な事実が記されていることも多い。

第二に本来私的なものであるがゆえに、真情が吐露されやすく、潜在的な観念が露呈しやすい。ジェンダーバイアスなどの偏見が表れやすいといえる。

すなわち福沢の女性論を題材に考えれば、書簡史料を利用することによって、ひとつには福沢の「実際家」

である面がより明らかになり、著作から考察される彼の女性論を補うことができる。また一面では、半ば意識下にある福沢の男女観が明らかになり、彼の女性論が内包していた問題点を表出させることができるといえよう。

IV 書簡にみる福沢の男女論

1 女性の自立と交際

福沢の書簡からは、新たに次のような事実を明らかにすることができる。

まず女子教育について、従来慶應義塾では戦後新学校制度が整うまで、組織的な教育は行なわれなかったと考えられていた。しかし、明治六（一八七三）年十月十一日付九鬼隆義・白洲退蔵宛書簡には「当月九日、塾之傍ニ女学所を設け、試ニ教授いたし候積り」とあって、慶應義塾構内に女学所が設けられたことがわかる。⁽⁷⁾

明治五年八月に設立された慶應義塾衣服仕立局の開業引札にも、「無用の婦人をして業に就しめんがため事を始めたり。おひく其職業繁昌し、婦人も他の厄介とならずして自から衣食するに至らば、仕事の暇に読書そろばんの稽古をも開くべし」とあって、この頃福沢が、慶應義塾内で女子のための教育組織を設立しようと試みたことは確かである。⁽⁸⁾ 福沢が女性のための授産および教育組織を思いついた要因には、明治五年の旧中津藩主奥平家の東京移住に伴い、同家に関係する多くの女性たちが慶應義塾内に仮住いを始めたことが挙げられる。明治六年四月十五日付島津復生宛書簡によれば、慶應義塾衣服仕立局が丸屋に譲渡された後に、義塾内の

奥平家の敷地には同様の施設が建てられている⁹⁾。但し、現在のところ女学所、衣服仕立局とも詳細は不明である。

更に明治十二年ごろにも女子教育が試みられた。初代幼稚舎長を務めた和田義郎に宛てた十一月十九日付の書簡に「此度ハ女子英語学も御始相成、大慶不過之。……中略……可相成ハ日本書、習字、画学、英語学共、一切之稽古を午前二片付候様被成下度、何れ之娘之子も夫々外ニ稽古事有之、其上ニ又遊もいたし度」とあって、和田塾（明治十三年からは幼稚舎）では女子も学んでいたことが知れる。当時の勤惰表（成績表）をみると、明治十二年九月から十二月までの「幼年生徒勤惰表」の第二番に「福沢阿三」（論吉長女、のち里）第三口組に「福沢阿房」（同次女）「黒田阿順」「松山阿銀」の計四名、十三年一月から四月までの「幼稚舎生徒勤惰表」も同様四名、五月から七月までは同様だが第二番に「山田阿墨」が加わり五名、九月から十二月までは現在の勤惰表に欠損があり、第二番の「山田阿墨」「福沢阿三」第三番甲の「福沢阿房」「松山阿銀」のみが確認できる。十四年一月から四月までは第三番甲に「松山阿銀」「福沢阿房」第六番に「福沢阿駿」（論吉三女俊か）の三名、五月から七月までは「福沢阿房」「松山阿銀」の二名の名前があり、九月からは「阿」を付した明らかな女名前は見られなくなる。福沢の娘たちが就学年齢に達したことをきっかけに、初等教育においては、おそらく教職員の子女を中心に女子も交えた教育が行われたと推察される。

更に明治二十一年頃の八月十九日付浜野定四郎・益田英次宛書簡には「兼而申上候通り、此女学校を設立するニ付、会計之予算ハ凡そ如何之目的ニ候哉、承知致度。唯今の家なれば、凡そ幾名之生徒を教へて、月入何程。雇入之外国女教師ニ費す処何程、日本之教師ニ払ふ高、其外諸雑費を償ふて、果して足るべきや」とあって、福沢が女学校を設立する構想を抱いていたことがわかる。しかしこれは立ち消えになったか、あるいは非

常に小規模になったようで、明治二十二、三年ころの四月二十一日付益田英次宛書簡によれば、慶應義塾内において「ミスシスバンホーレット」に「大人之部」として「福沢おさと 福沢おふき 同おしゆん 松山おぎん 笠原お美代」の五人が、「子供之部」として「小幡お長 浜のおたか 福沢おたき 同お光 笠原おやす」の五人が学んでいる¹³。しかし「ミスシスバンホーレット」が勝手に受講者を増やそうとしたことや、飼犬をめぐる問題が生じ、六月一日付書簡には「読書の方ハ約束之通り六月中持続可致、七月一日ハ一切止メニ相成候義ニ御座候。実ハ教授之芸ニおゐてハ好教師なれども、双方之情感相通ぜざるものか、不平等ならず、おしむべき事ニ候」という事態になって、教授は終了した¹⁴。

また米国留学中の長男・次男に宛てて、「おしゆんとおたき「三女と四女」を二、三年間米国へ遣し度、金ハ何程ニ而引足り可申哉。大凡之処承はり度。追々文明之流行、女子ニ而も一度ハ外国へ参る様致し度、唯先だつものハ金にして、其工風專一なれば、先ツ入費之高を聞いて、後ニ決断致度存候」（明治十九年七月一日付、「」内は筆者注。以下同様。）と娘たちを留学させたい旨を書き送っており、福沢が女子教育について決して消極的ではなかったことが知れる¹⁵。

次に福沢は女性の経済的自立について、明治五年五月十一日付福沢英之助に宛てた書簡で「小生の姉などは江戸へ同道、何か活計の道を得せしむる積りなり」と述べ、姉たちを故郷中津から東京へ呼び寄せるにあたって、自活させるつもりであったことがわかる¹⁶。女性が職業を得ることへの具体的な援助は、前述の衣服仕立局や義姉今泉釘がシーボルト・イネやシモンズについて産科をまなび三田で開業した一件（東京都公文書館「明治十年回議録 第三類産婆」）の他にも、旧中津藩の子女二十五名が富岡製糸場へ研修に向かう際、また修了して帰郷する際に、資金その他の面で手助けをしたことが以下の書簡より知れる。明治十三年十一月四日付山口

広江宛書簡には「上州の製糸執行の爲女子供二十五名、本月九日中津乗船の由、当地に着の上は可相成丈世話致候積りにて、昨今宿処等も手当いたし、先づ本塾の内にある万来舎とて一棟有之、此舎に落付候様相談」と宿泊所等を提供したこと、同年十一月二十日付福見常白宛書簡には「富岡行之工女一同、無事一昨十八日着京…中略…今般工女之列ハ、乍不及此方ニ而も御世話申候様、友人共之申合ニ御座候」と在京の中津人で支援すること、明治十六年十二月十一日付福沢一太郎・福沢捨次郎宛書簡には「中津士族之娘共二十四、五名、三年前上州富岡へ製糸執行へ参候処、成業。此度帰京いたし、昨今当邸逗留、不日中津へ帰り可申。何れも糸之事ニ巧者ニ相成候由也」と、帰路も宿を提供し成業を喜んでいゝことなどが書かれていゝ¹⁷⁾。

また福沢は明治十九年の「男女交際論」「男女交際余論」で、女性が交際することの必要性を説いた。男女が真に対等になるためには、女性も交際し見聞を広め知識を深める必要があるとする。福沢書簡からは、実際に福沢の主催で、女性に交際する場を提供する集會が開かれた様子が知れる。次にあげる書簡は米國留学中の長男にあて、明治十八年四月五日、十九年五月一日、二十年七月五日の集會について知らせたものである。

本月十三日ハ社中之壯年輩百人斗り招き、又來月五日ニモ母人が主人となり、婦人を七、八十名招き、六四郎杯呼出して奏樂せしむる積りなり。(明治十八年三月三十日付福沢一太郎宛)

本月五日母人が主人ニ而、懇意之婦人而已六、七十名斗り招き、六四郎娯樂などと呼び、賑々敷饗応致し候。(明治十八年四月十日付福沢一太郎宛)

婦人之交際を始め度ハ兼而之志願、何卒試ニも奥様の御入來を煩はし度、御迷惑之段ハ十分ニ承知致し居候得共、何れも同様之義、且当日ハ悉皆友人之妻兒のみ(明治十九年四月二十五日莊田平五郎宛)

昨日モ、婦人之客致し、凡五十名ばかり、一々膳を備へず、テーブルニ西洋と日本と両様之食物を并へ

置、客之銘々取るニ任せて、先ツ立食之風ニ致し、事新らしけれ共、衆婦人実ニ歡を尽したるが如し。取持ハ内之娘共と外ニ社友中之バツチェロルハ、九名を頼み、誠ニ優しく且賑ニ有之候。此様子ニ而モ婦女子も次第ニ交際之道ニ入る事難からずと、独り窃ニ喜ひ居候。(明治十九年五月二日付福沢一太郎宛)¹⁸⁾

他にも義太夫や落語を聞く会、素人音楽会、茶話会などを開催した様子が多くの書簡からわかる(明治二十二年頃一月九日付小泉信吉宛、明治二十五年十月二十二日付時事新報編輯局宛、明治二十九年九月七日付荏田平五郎・荏田田鶴宛、明治三十年五月二十九日付三宅豹三宛、同年六月九日付三宅豹三宛、明治三十三年六月六日付笠原恵宛など)¹⁹⁾。

右に掲げた書簡から知り得る、福沢の女子教育、女性の自立、交際に関する行動は、著作で展開した主張を実践的に裏付けるものである。明治三年十一月の「中津留別之書」における「人は万物の靈なりとは、唯耳目鼻口手足を具え言語眠食するを云うにあらず。その実は、天道に従て徳を脩め、人の人たる知識聞見を博くし、物に接し人に交り、我一身の独立を謀り、我一家の活計を立て、こそ、始て万物の靈と云うべきなり」「人倫の大本は夫婦なり」「夫婦別あり」「男といい女といい、等しく天地間の一人にて軽重の別あるべき理なし」という一身の独立と男も女も等しい存在であるとする主張、明治十九年の「男女交際論」「男女交際余論」における「知らず識らずの際に女は男に学び男は女に教えられて、有形に知見を増し無形に徳義を進め」、女性も政治や経済の知識を得て「社会全体の有様を知りて、大凡そその釣合を弁ずること最も大切」であり、「婦人社会に知識見聞を増すは、その交際を便利にするのみならず、亦その権力を進むるの媒介」といった女性たちの交際の必要性を説く主張が、女子に対する教育や「活計の道」への援助、集会の開催という形で具現化している。²⁰⁾それは、明治維新後、福沢がまず取り組んだ近代日本の担い手となる一身独立した民の創出にお

いて、男女を同等視し、日本は「国民惣体持」「男女共有寄合」の国であると意識していた証左となる。⁽²²⁾

2 男性論の展開

福沢の女性論の特徴のひとつは、男性論と表裏一体となっていることである。福沢は「日本男子論」の冒頭で「女性論のみを論じたのでは男女の地位の高低を」矯め直さんとして只管その低きものを助け、如何様にもして之を高くせんとして唯一方に苦心するのみにして、他の一方の高きに過るものを低くせんとするの手段に力を尽さざりしもの、如し」と述べている。⁽²³⁾ こうした男女間のアンバランスを双方から是正するという考えは、すでに明治三（一八七二）年に二月十五日付九鬼隆義宛書簡で「誠之道を求め、一身を修るの術ハ他ニ有之間敷、先ツ人倫の大本を立候様いたし度。大本とハ夫婦なり。世間ニ女大学と申書有之、婦人のミを罪人之よふニ視做し、これを責ること甚しけれども、私之考ニ婦人に対しあまり氣之毒ニ御座候。何卒男大学と申ものを著し、男子を責候様いたし度。婦人を軽蔑するハ東洋諸国の風俗、西洋人之侮を受る所以」と述べていることから、早い時期からの所論であったことがわかる。⁽²⁴⁾ 明治十八年に著した「品行論」についても、十一月十日付の福沢一太郎宛書簡で「品行論とて百ページはかり之ものを綴り、本日出版願差出置候。是ハ日本男子之不品行を咎メ、頂門之一釘と存し、二週日之筆を勞したるものなり」と述べ、「男大学」ともいうべき啓蒙書としての意図が知れる。⁽²⁵⁾

また『時事新報』同年九月三日付および五日付に掲載された「米国学士ドクトルシモンズ氏の手に成りたる英文日本文明論」である「日本社会論」は、明治二十年八月二十六日付伊吹雷太宛書簡に「昨日落手致候社会論は、字句の間に少々手を入れ、直に掲載の積にて、唯今執筆致居候。日本近時の狂人共へ頂門の一釘、愉快

に不堪候」とあることから、福沢の加筆があつたことがわかる。⁽²⁶⁾ この論説は何でも西洋化しようとする風潮を批判し、「日本特有の家族の仕組を壊破し殊に婦人の教育仕付等に関はる古習旧慣を放棄するなかれ」と述べたもので、一見福沢の所論とは相対立するようにも思われるが、末尾部分に唐突に次のような段落が入り、男性の倫理観の改革すべきを説く。

「不品行ものは唯男子」とは西洋の諺なるが此句は実に能く日本の今日の有様に適中する言にして日本男子頂門の一針なり日本の輿論慣習が婦人に望む所の其同じ謹直なる徳行を男子に責めずして如何なる不品行をも其まゝに差許し等閑に看過して更に規制せざるは実に甚だしき欠典にして婦人に対して此上もなき不正不敬なりと云はざる可らず

おそらくこの部分が福沢の加筆と推測され、福沢が繰り返して男性論を展開していたことが想像される。

しかし明治二十一年一月十五日付原時行宛書簡には、発表した「日本男子論」について「両三日前より男子論を記し候。何卒御一読奉願。無益の殺生とは存候得共、亦是後生の為めか、唯一笑に附するのみ」と述べ、明治十八年「日本婦人論」「日本婦人論後編」発表の際の「婦人論一偏⁽²⁶⁾ハ大ニ昨今日本人心を動かし、束髪、洋衣、其他婚礼法等様々の影響あること、存候」(十月二日付福沢一太郎宛)に比べて消極的な様子も窺える。⁽²⁷⁾

3 地方名望家への期待

地方名望家へ宛てた次のような書簡からは、彼らに対する期待が、単に経済的政治的に近代日本の中核となることだけでなく、倫理面でも近代化の泉源たらんことを求めていたことが知れる。特に最初の福島作次郎に宛てた書簡では、当時知識層間で流行し始めたといわれる「ホーム」という言葉を用いていることが注目さ

れる。

目下之政熱ニ熱して奔走するが如きハ徒勞のみならず、往々祖先伝来の産を空ふするものさへなきニあらず。最も取らざる所なり。就而も富豪第一務ハ、先ツ家を治めて家族団欒之ホームを成し、ホーム既ニ成る上ハ、進んで其地方民を教るニ在リ。(明治二十五年十月十六日付福島作次郎宛)

芸者などの流行、寒村之隅々までも行渡り、中々賑々しき由。然るニ尊宅并ニ三次の島津家ハ、自から別世界なりと云ふ。……中略……屹然独立して動かさるは、畜ニ兩家之私のみニあらず、一地方之標準として其功徳少なからず。(明治三十一年四月三十日付伊藤薫藏宛)

今度女大学評論及新女大学合本出版致候ニ付、別封小包郵便にて御送申上候間、御落手被下度願上候。上製之分ハ貴殿ニ差上る筈にて、老生自身之病後の筆にて、巻首ニ貴殿宛姓名を記し置申候。又並製の五ハ、世間ニ新女大学主義の最も早く広く行ハる、様ニ、御使用被下度候。(明治三十二年十二月十五日付中川横太郎⁽²⁸⁾宛)

V 書簡に見る男女観

1 男らしさ

次に、書簡にみられる福沢の潜在的な意識について考察する。

福沢は「日本婦人論 後編」の中で、「儒者の流儀の学者」は「脳中にある陰の帳面」によって女性に対す

る偏見に縛られると述べ、人々の内にあるジェンダーバイアスの存在を指摘した。⁽²⁹⁾しかし、福沢自身にも当然の如くバイアスは存在している。最も顕著に表れているのは、米國留学中の長男一太郎・次男捨次郎に宛てた書簡で、福沢は彼らに「男子」たることを求めている。

男児が事を成さんとするニ、寒暑之如きハ恐る、ニ足らず、唯智恵を以て之を凌ぐ之工夫專一なる而已。

(明治十六年六月十九日付福沢一太郎・福沢捨次郎宛)

其学校之事ニ付而之…中略…一個之男子と自から信して処分可被致。(同年十一月二十四日付福沢一太郎・

福沢捨次郎宛)

何科ニ而も吾人前之男と為りて、自活之道を得れば、夫レニ而沢山なり。(同年十二月四日付福沢一太郎・

福沢捨次郎宛)

異郷之春ニ逢ひ、淋しき事ハ勿論なれ共、又一方を考れば、万里外之壯遊。他之日本人を見ずして、兄弟さし向之新年も亦愉快ならん。即ち壯年男児之事なり。拙者始母人も之を思ふて自慰る而已。…中略…全く他人へ身を托するハ男子之事ニあらず。少年ハ少年丈ケ之智恵を振ふて、自から進退する所あるべし。

(明治十七年一月四日付福沢一太郎・福沢捨次郎宛)

近来ニ至りてハ日ニ上達するもの、如し。此分ニ而も日本ニ歸りても、吾人前之男子として恥かしからず。(明治二十年六月二十九日付福沢一太郎宛)⁽³⁰⁾

また福沢に私淑する者や門下生に対する書簡でも、次のように述べ「男子」らしくあることを求めた。

都て男児の爲す所は、其流儀は時と場所とに従て変易するあるも、其主義は確然不拔、毫も動揺せざる様致し度、(明治十二年八月六日付松木直己宛)

他人の知ると知らぬとに論なく、見ると見ざるとを問はず、唯正直に勉める其間には、レプユテーシヨンは自然に我身に帰し可申、幾重にも男子らしく御勉強被成度、(明治十八年二月十一日付川村惇宛)³¹

福沢のいう「男子」らしきは、決断力、自活力、自立心、正義感と結びついている。また「今の華族が花柳に戯れ風月に耽るよりも鉄砲にても取扱ひて少しは男子らしく可相成哉と婆心のみ」(明治十二年七月二十日付野手一郎宛)という表現にみられるように、力や強さでもある。「男子」に対する固定化された観念は「其慈善に名を売て却て窃に自から利せんとする鄙劣男子もあるよし」(明治二十三年七月八日付山口広江宛)「今度の処は死者に対して冥々の間義理を立て、是非共候補の御辞退相成候様致し度、即ち男子の事と存候」(明治二十五年三月二十五日付同人宛)といった行動規範の表現や、「牛場卓蔵の大蔵省収税官という」今の地位は男子の久しくすべき所にあらずと嘆息に終りたる事もあり」(明治十九年十二月一日付本山彦一宛)「何れニも日本之教育ニ付、其針路を示す者ハ、遂ニ慶應義塾ニこそ可有之、男子之仕事として恥しからぬことなり」(明治二十年四月二十八日付福沢一太郎宛)といったなすべきところ、すなわち行動目標の表現にも現われている。³²

更に単に人に対する表現ではなく、次に掲げた「男らしき反対論」といった表現にみられるように、「男子」らしさが抽象概念化され得ており、そこに確固たるジェンダーバイアスの存在を窺い知ることができる。

「長崎における中国兵の乱暴について」是も昨今談判最中なれ共、近来之政略、迎も男らしき事ハ出来申間敷存候。(明治十九年八月三十一日付渡辺修宛)

「条約改正につき」反対之点ハ外国法官を雇ふハ憲法第十九条ニ背くと云ふニ在り。余り男らしき反対論ニあらずれども(明治二十二年八月一日付中上川彦次郎宛)

今度の政変に付、人の進退を颯々とヤラカシタヤウナ其手際の通りに、万般の施政を男らしく断行して天

下の耳目を新にす可し。(明治三十年十一月九日付石河幹明宛)³⁴

2 女らしさと結婚観

一方福沢の書簡には「女子らしく」という言葉は登場しない。「一個之女子」「壺人前之女子」「女兒の爲す所」すべて同様である。女性について述べている書簡には、前述の「女大学」の不条理性や、明治二十九(一八九六)年九月四日付の日原昌造宛書簡に「唯憐む可きハ寡居之婦人なり。仮りニ信吉氏と地を易へ、三年前ニ氏が内君を喪ふたらんにハ、爾後久しからずして再婚之談を催して、今ころハ疾く既ニ第二之妻を娶りたらんニ、おちかさんが女性なればとて、之を捨て、顧る者なし。誠ニ不相濟事と存候」とあるような、女性の置かれている立場に対する深い同情が表われている。³⁵しかし次のような表現に、女性の生き方に対するある視点が読み取れる。

お一も既二十六才相成、無教無芸之者ニ生立候而も、実ニ同人生涯之浮沈ニ関り候義、此度出府之上ハ、延引ながらも手習釘仕事等を教へ、行々身之片付致し遣度志願ニ御座候。(明治二年四月十七日付藤本元岱宛)

長女さと(幼名サン)事も中村貞吉方へ縁談、昨十一月さし遣候。(明治十七年一月二十二日付渡部久馬八宛)

唯拙者ハ子供之教育と娘共之身之片付を致し遣せば、責任ハ終る者と心得居候までニ而、決して余計之金あるニあらず。(同年三月二十六日付福沢一太郎・福沢捨次郎宛)

「福沢の姪にあたる」おしほハ一応服部姉の方へ引取り、其上ニ而早々良縁を求めて片付度、(明治十九年五

月十四日付小田部武宛)

横浜の商人箕田長二郎之長女(十八)を貰ふ事ニ、大概居合申候。(明治二十二年一月三十日付中上川彦次郎宛)

宇都宮の妹(宇都宮内君の妹、大沢の娘、廿歳)に取極め、本月二十三日仮に引取候積り、(明治二十三年四月二十日付福沢捨次郎宛)³⁶⁾

右の書簡に表れているのは「片付」「さし遣」「貰ふ」結婚である。「日本婦人論」「日本婦人論後編」「男女交際論」「男女交際余論」「女大学評論」「新女大学」などで展開される結婚観は、結婚後の姓は男女から一文字ずつ取って組み合わせるべきで、それこそが新家族の「事の実を表し出すの一法」であるとす説に代表されるような、夫婦が対等のリベラルなものであった。³⁷⁾しかし書簡に無意識に表れている結婚観は異なる。

長男一太郎の結婚が失敗に終わり、実家へ帰った妻について、「他人之家へ嫁するハ決死の覚悟なるべきこと、存し居候処、何ぞ計らん、軽率至極」(明治二十二年十二月十三日付近藤良薫宛)と述べたり、三女俊が夫の赴任先に移る時期について「長く夫の元を離れて」此方ニ居るハ世間体も宜しからず」(明治二十八年一月二十日付清岡邦之助宛)と述べるなど、守旧的な結婚観から脱してはいない。³⁸⁾

ゆえに家庭内の男女の役割についても、福沢の子どもたちが築く家庭に対し、「夫ハ外ガ歸りて当日聞得たる雑話を話し、婦ハ終日留主中之奇談珍事を語り、相互ニ談笑する間ニ無限の情を生すべし」(明治二十二年一月七日付近藤良薫宛)「夫の食事の世話は他人任せにせず」矢張りおまへが番をして、用心一偏ニ気を付ける方可然存候」(明治二十八年五月十日付清岡俊宛)と、明治二年に自らの家庭のあり方を「小生之身ハ固より勉強、妻ハ家事を理し、母も亦子供の世話なといたし、一家団欒共ニ儉約いたし候ハ、天道人を殺さずとの諺も有

之」(六月十九日付築紀平宛)と語った時点から変化のない、夫は外に向き妻は内に向くという大枠でとらえている。⁽³⁹⁾

3 家のあり方

福沢の「家」に対する考えは、特に世代間の継承をどのようにとらえていたのかという点で不明確な部分も多い。書簡では、維新直後母が望む中津での福沢家の存続を「大間違とやいはん、大笑とやいはん」(明治二年八月二十四日付服部五郎兵衛宛)と拒絶し、自身と次世代との関係も「生涯夫婦」[のみ]同居」(明治十八年十月二日付福沢一太郎宛)「父母ハ同居せざる積りなり」(明治二十年六月日未詳付福沢一太郎宛書簡)「息子夫婦とは」全く別居なり」(明治二十二年四月二十四日付中上川彦次郎宛)と子ども夫婦とは互いに干渉しあわない生活を望んでいるようだが、一方で次女・三女・四女の結婚に際しては、相手がまず福沢家の養子になることを条件に考えている。⁽⁴⁰⁾ 結局養子となったのは、次女の夫桃介のみで、三女の夫について「養子ニモ無之候得共、其実ハ養子同様ニ致し」(明治二十三年五月九日付小田部礼宛)と述べており、なぜ養子にこだわったのかははっきりしない。⁽⁴¹⁾ 五女光の結婚に際し、「今度之主人ハ伝五郎と光と兩名……中略……就而モ彼の帝国ホテル之披露ニモ、一切福沢之臭氣を交へず、単ニ潮田伝五郎一名之発起ニ而」(明治二十九年九月十七日付福沢捨次郎宛)と述べていることを考えれば、基本は夫婦単位で独立した家を成すという考えであるとみることができ。⁽⁴²⁾

VI 福沢女性論の再評価

福沢諭吉の女性論は、時代を超えて多くの人々に少なからぬ影響を与えてきた。たとえば自由民権運動家の福田英子は、自分の演説を振返って「福沢諭吉先生の著「学問の勧め」といふ本の受け売り」であったと回想し、与謝野晶子は「私は今に到って先生の卓見にしみじみと同感を禁じ得ないのです。我国に於いて最も早く男女同権を唱へて婦人の独立を激励せられた偉人は福沢先生でした」と評価した。⁴³しかし福沢が願ったように、その女性論が道徳的規範として、広く一般社会の人々に受け容れられることはなかった。

福沢の女性論執筆の目的は、前掲九鬼隆義宛書簡や日原昌造宛書簡にもみられたように、女性のみ様々な制約が強いられる旧道徳から女性を解放することであった。かつ福沢は男女の同権は法律で定められればよいというものではなく、「同権の根本は習慣に由来するものにして、法律の成文は唯その習慣の力を援るに過ぎざるのみ」(『日本婦人論』)と考えていた。⁴⁴ゆえに晩年になって福沢は「俗界之モラルスタントアルドの高からざること、終生之遺憾」(明治二十九年三月三十一日日原昌造宛)と述べ、「私の生涯の中に出来^でか^か見たいと思ふ所」のひとつに、「全国男女の気品を次第々々に高尚に導いて真実文明の名に愧^{はず}かしくないようにする」(『福翁自伝』)ことを挙げた。⁴⁵そして明治三十三年四月十五日、『時事新報』は日原昌造による社説「最後の決戦」を掲げるに至る。これは維新以後「有形の区域」すなわち物質文明においては「文明流」が勝利をおさめたものの、「無形のもの」となるに従って旧勢力の抵抗力が強く「文明の進歩を渋滞せしむるの憂」があると述べ、「新旧最後の決戦とも云ふ可きものありて存するは即ち道徳修身の問題なり」「儒教主義の旧道徳を根柢より顛覆して文明主義の新道徳を注入せん」という「旧道徳」に対する「決戦」の布告であった。

この対立は女性論において、「女大学」をめぐる相克となって表われた。福沢は女性に隸従的な立場を強い「女大学」を徹底的に批判したが、福沢を批判する井上哲次郎らは「女大学の如きもの」は「活きて働いて

居つて貰はなければならぬ」と主張した。⁽⁴⁶⁾ この「決戦」の結果が「旧道德」側の勝利に終わったことは、大正期になつても「女大学」の教訓は無意識の間に社会性となり「動かすべからざる勢力を有し」ていたことに象徴されている。⁽⁴⁷⁾ 「女大学の如きもの」は、女性の生き方を束縛し続けたのである。

なぜ福沢の女性論は、一般的な道徳的規範となり得なかつたのか。筆者は別稿で、その理由となる、福沢の女性論・家族論自体に内在した家産に関する矛盾と「家」としての継承問題、「女大学」的生き方こそが女性の日常的な家庭生活自体に積極的な意味を見出し得た点について述べたので、ここでは書簡にみられる男女論と男女観に限って論ずる。⁽⁴⁸⁾

書簡に表われている女子教育への取り組みや女性の自立・交際への援助は、前述のように著作の主張を实践によつて実現しようとする福沢の姿勢を示している。福沢は、日本を一身独立した男女がともに支える「国民惣体持」の国たるべきと捉えていた。「男女共有寄合」の国であるという意識のもとに、女性が男性と対等の立場になることに力を注いだ。書簡を通じて福沢が早い時期から男性論を女性論と表裏一体のものとして捉え、男性の意識改革なくしては女性の地位向上はあり得ないと主張し続けたことも実証される。

しかし同時に書簡に表われた男女観からは、福沢の女性論に内在する問題点が明らかになる。福沢は、明治初期の福沢家の存続をめぐる問題（前出明治二年八月二十四日付服部五郎兵衛宛書簡）からわかるように、封建的な「家」の観念からは意識的に脱却した。しかし意識下において、夫は外向き妻は内向きという大枠から脱却することができなかった。福沢にとつて、結婚は女性を「片付」「さし遣」「貰ふ」ものであったし、男性は「男子」たるものとして外で満足のいく仕事をなすべきであった。福沢の女性論は決して女性を家庭内に閉じ込めようとするものではなかつたが、自立・交際を主張し、実際に教育の場や交際の場を与えながらも、究極

的には男女の関係を家庭の枠内で捉えていた。それゆえ、明治四十四年に東京女子高等師範学校教授吉田熊次が著書『女子研究』の中で述べている、次のような評価が生まれるのである。

「『文明論女大学』を著した土居光華は」全然家族制度を斥け個人の自由独立を以て絶対の真理と看做して居るものでありますが、福沢氏になりますると、必ずしも家族制度には反対して居らないのであります……中略……『福沢は』土居氏の如く明らかに、又淡泊に男女同権を主張はせぬけれども、其裏面は同じ思想も混じて居るのであります。而してそれと家族本位の思想及女子が夫に従ふべしと云ふ思想とが不明瞭に曖昧模糊として混つて居るのであります。⁽⁴⁹⁾

明治民法の内容が明らかになったとき、守旧派はその革新的な内容に愕然とした。近年まで明治民法は、家長制度の確立との結びつきで、ステレオタイプに守旧的なものとして評価を下されることが多かった。しかしそこで描き出された家は、「一男一女情愛ニヨツテソノ居ヲ同ジウスル」といった新しい概念に基づいたものであり、たとえば岩手県令石井省一郎は、明治民法によれば妻が夫を訴え、子が父を訴えることが出来るということを知り驚き、司法大臣山田顕義のもとへ出向いたという。だが条約改正のためには一夫一婦による新しい家族像を示さねばならないことを説得され、「それならば致方がない、この上は教育の方面で、善く始末をつけねばならぬ」と、法律は法律として、法律外の行動規範の部分で儒教的な家族関係を維持しようと運動を始めた。⁽⁵⁰⁾ 福沢にとって明治民法は、たとえば離婚条件は合理的でなければならぬことを明示するなど「文明女子の懐剣」として評価すべきものであったが、重要なことは前述のようにそれを守るモラルが確立することであった。⁽⁵¹⁾ モラルが確立しない限り、法律は十分な効力を発揮し得ない。守旧派の意図する通りで、そこがまさに「最後の決戦」になるのであった。しかし福沢の女性論が男女の役割分担にとらわれて「曖昧模

糊」としていたがために、明治民法において福沢の女性論の中心的な柱であった一夫一婦制が成立したとき、それは福沢が主張するところの「同権」への第一歩であり、道徳的規範改正すなわち「旧道徳」を「根底より顛覆し」「文明主義の新道徳を注入する」「決戦」のスタートにすぎなかったのだが、あたかも彼の女性論の到達点の様相を呈してしまった。そこにも福沢の女性論の弱みがあった。

福沢の書簡は、史料論からの分析も含めて、多くの議論の余地を残している。しかし女性論においても、新たな事実が証左され再評価の可能性を示し得たように、書簡史料は様々な研究分野において、史料の課題克服の一助となると考えられよう。

注

- (1) 拙稿「中村梅治旧蔵時事新報社説原稿について」『明治維新史学会報』第二六号、一九九五年。
- (2) 井田進也『歴史とテクスト 西鶴から論吉まで』（光芒社、平成十三年）二一八頁。
- (3) 『福澤諭吉書簡集』（岩波書店、平成十三年、全九巻）第八巻三四三頁。
- (4) 東亜協会編『女大学の研究』（弘道館、明治四十三年）二五頁。
- (5) 一頁。中村宛の書簡は『全集』第四巻四九一頁。
- (6) 『書簡集』第七巻三三〇頁。
- (7) 『書簡集』第一巻二七七頁。
- (8) 『全集』第十九巻二八七頁。
- (9) 『書簡集』第一巻二六〇頁。拙稿「丸屋仕立店と慶應義塾仕立局」『學鐙』VOL. 99 No. 1 二〇〇二年。
- (10) 『書簡集』第三巻五九頁。
- (11) マイクロフィルム版『福澤関係文書』（雄松堂フィルム出版、平成元年～十年）K4。

- (12) 『書簡集』第六卷四八頁。
(13) 『書簡集』第六卷二七二頁。
(14) 『書簡集』第六卷二七六、二七九、二九六頁。
(15) 『書簡集』第五卷七七頁。
(16) 『書簡集』第一卷二二九頁。
(17) 『書簡集』第三卷五四、六〇頁、四卷五〇頁。
(18) 『書簡集』第四卷二五四、二五九頁、五卷五六、五九頁。
(19) 『書簡集』第六卷九七頁、七卷二〇二頁、八卷二一九、三〇三、三〇五頁、九卷五二頁。
(20) 『福澤諭吉著作集』第十卷(慶應義塾大学出版会、二〇〇三年、以下『著作集』と略す)二頁。
(21) 『著作集』第十卷一三五、一四三頁。
(22) 『著作集』第十卷九三、七〇頁。
(23) 『著作集』第十卷一六〇頁。
(24) 『書簡集』第一卷一六一頁。
(25) 『書簡集』第四卷三二六頁。
(26) 『書簡集』第五卷二六〇頁。
(27) 『書簡集』第五卷三三三頁、四卷三〇六頁。
(28) 『書簡集』第七卷二〇一頁、九卷二八、五一頁。
(29) 『著作集』第十卷六一頁。
(30) 『書簡集』第三卷三〇〇頁、四卷四〇、四七、七五頁、五卷二二三頁。
(31) 『書簡集』第二卷二三三頁、四卷二四二頁。
(32) 『書簡集』第二卷二二四頁、六卷三二〇頁、七卷一六一頁。
(33) 『書簡集』第五卷二二九、一八六頁。
(34) 『書簡集』第五卷一〇一頁、六卷一六〇頁、八卷三四四頁。
(35) 『書簡集』第八卷二一八頁。
(36) 『書簡集』第一卷一二七頁、四卷八四、一一九頁、五卷六二頁、六卷一〇四、二六九頁。

- (37) 『著作集』第十卷四三頁。
- (38) 『書簡集』第六卷二一五頁、八卷一七頁。
- (39) 『書簡集』第六卷一八八頁、八卷六三頁、一卷一三三頁。
- (40) 『書簡集』第一卷一三八頁、四卷三〇七頁、五卷二二〇頁、六卷一二九頁。養子については第五卷一四五頁、六卷一〇六頁、七卷三二三頁にある。
- (41) 『書簡集』第六卷二八四頁。
- (42) 『書簡集』第八卷二二九頁。
- (43) 市川房枝編『日本婦人問題資料集成』第二卷政治(ドメス出版、昭和五十二年)、九七頁。『定本与謝野晶子全集』第十五卷(講談社、昭和五十五年)、二八九頁(丹原恒則氏の御教示による)。
- (44) 『著作集』第十卷四七頁。
- (45) 『書簡集』第八卷一七三頁。『著作集』第十二卷四〇五頁。
- (46) 前掲『女大学の研究』一九頁。
- (47) 『婦人問題より観たる女大学評論』(大同館、大正七年)。本間久雄は、『現代之婦人問題』(天佑社、大正八年)の中で、「女大学を脱せよ」と論じている。
- (48) 明治維新史学会編『明治維新と文化』二二〇〇四年刊行予定。
- (49) 同文館、明治四十四年。三八五頁。
- (50) 渡辺幾治郎『教育勅語の本義と渙発の由来』(藤井書店、昭和十四年)、二四四頁。
- (51) 『著作集』第十卷三〇九頁。